

宿泊税特別徴収義務者の登録申請について

宿泊事業者※は、課税開始日(令和7年12月1日)の前日までに、**宿泊施設ごとに特別徴収義務者の登録が必要**となります。

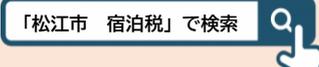
※1人1泊につき 5,000 円(素泊まり・税抜き)以上となる料金設定がない施設は除きます。

特別徴収義務者登録後、松江市が「**宿泊税特別徴収義務者証**」を交付します。
フロントなど**宿泊者の方が見やすい場所**に掲示してください。

1. 申請書類

- (1) 宿泊税特別徴収義務者登録申請書(様式第7号)
- (2) 添付書類(写しで構いません)
 - ① 旅館業許可証又は住宅宿泊事業標識の写し
 - ② 宿泊に係る契約書面(宿泊約款等)
 - ③ 宿泊料金表など宿泊料金が分かる書類(施設のホームページを印刷したもの等)

2. 申請方法

- (1) 松江市 HP「宿泊税」ページから登録申請書様式をダウンロード
(https://www.city.matsue.lg.jp/kurashi_tetsuzuki/zeikin/shukuhakuzei/22627.html) 
- (2) 記入例を参考に必要事項を記入の上、上記添付書類とともに市民税課諸税係へ郵送若しくは持参により提出又はしまね電子申請サービスから申請

3. 申請期限

令和7年**8月29日(金)**までの提出にご協力をお願いします。

※期限までに申請されていない施設に対しては、「1人1泊につき 5,000 円(素泊まり・税抜き)以上となる料金設定がない施設」か別途照会させていただく予定です。

■申請・問合せ先

松江市財政部市民税課諸税係

〒690-8540 松江市末次町86番地 松江市役所本館2階(22番窓口)

TEL:0852-55-5154 E-mail:shiminzei@city.matsue.lg.jp

[HP 宿泊税ページ]



4. 登録申請書の記入例

様式第7号（第9条関係）

令和●年●月●日

(あて先) 松江市長

住所 松江市末次町86番地
(所在地)
氏名 松江市株式会社
(名称) 代表取締役 松江 太郎
個人番号
(法人番号) 1234567890000

宿泊税特別徴収義務者登録申請書

宿泊税の特別徴収義務者としての登録について、松江市宿泊税条例第11条第1項又は第2項の規定により、次のとおり申請します。

③ 宿泊施設	所在地	松江市末次町86番地	電話番号	0852-55-5555
	名称	松江市ホテル		
	施設の概要	客室数 30室	収容定員 60名	延べ床面積 1,000㎡
	経営開始(予定)日	令和3年12月1日		
④ 旅館業法の許可・住宅宿泊事業法の届出	住所(所在地)	松江市末次町86番地		
	氏名(名称)	松江市株式会社 代表取締役 松江 太郎		
	営業種別	旅館・ホテル営業		
	許可番号(届出番号)	指令松保第●●●号の●●●		
⑤ 施設所有者	住所(所在地)	松江市末次町 86 番地	電話番号	0852-55-5555
	氏名(名称)			
⑥ 共同経営者	住所(所在地)		電話番号	
	氏名(名称)			
⑦ 書類送付先	住所(所在地)	松江市末次町86番地	電話番号	0852-55-5555
	氏名(名称)			
⑧ 備考				

① 「提出年月日」欄

・ 申請書の提出年月日(郵送の場合は発送日)を記入してください。

② 「申請者」欄

・ 特別徴収義務者となる宿泊施設の経営者の方の住所又は所在地、氏名又は名称及び12桁の個人番号(マイナンバー)を記入してください。

・ 法人の場合は、所在地、法人名及び代表者の職・氏名並びに13桁の法人番号を記入してください。法人番号がご不明な場合は、「国税庁法人番号検索サイト」にてご確認ください。

③ 「宿泊施設」欄

・ 宿泊施設の所在地、名称等を記入してください。

・ 施設の概要には、消防署への届出や建築確認申請書等から、現在の宿泊施設の状況を記入してください。

④ 「旅館業法の許可・住宅宿泊事業法の届出」欄

・ 旅館業法の許可を受けた方や住宅宿泊事業法の届出をした方の住所又は所在地、氏名又は名称を記入してください。法人の場合は、所在地、法人名及び代表者の職・氏名を記入してください。

・ 営業種別は、次のいずれかを記入してください。

- ▶ 旅館・ホテル営業
- ▶ 簡易宿所営業
- ▶ 住宅宿泊事業

・ 許可番号(届出番号)は、旅館業法の場合は旅館業許可証に記載されている番号を、住宅宿泊事業法の場合は標識に記載されている届出番号を記入してください。

⑤ 「施設所有者」

・ 施設所有者は、建物登記事項証明書に記載されている情報を記入してください。

・ 共有者が2名以上の場合は、同じ項目の情報が記載された内訳を添付してください。

⑥ 「共同経営者」欄

・ 特別徴収義務者以外に共同経営者がいる場合は、その方の住所、氏名等を記入してください。ここでいう共同経営者とは、共同事業に関する契約書や役員会等の議事録等で定められている共同経営者をいいます。

・ 共同経営者が2名以上の場合は、同じ項目の情報が記載された内訳を添付してください。

⑦ 「書類送付先」欄

・ 書類の送付先や申告の問合せ先等を別途指定される場合は、この欄に記入してください。

・ 法人の場合は、担当部署まで記入してください。

⑧ 「備考」欄

・ その他、必要に応じて記入してください(吸収合併による新規登録の場合の前事業者の法人名や複数証票が必要なときの必要枚数等)。

Q1. 1人1泊 5,000 円(素泊まり・税抜き)以上の料金設定がありませんが、登録申請は必要ですか？

A1. 申告納入すべき宿泊税が年間を通じて生じる見込みがない場合は、特別徴収義務者としての登録申請は不要ですが、免税点未満の施設かどうかの照会を別途させていただく予定です。

宿泊料金の変更等により申告納入すべき宿泊税が生じた場合は、その日から10日以内に登録申請が必要です。

Q2. 登録申請書の代表者は事業所の責任者で良いですか？また、住所は事業所の所在地で良いですか？

A2. 原則として、宿泊税の特別徴収義務者は、宿泊施設に関して旅館業の許可を受けた方又は住宅宿泊事業の届出をした方ですので、旅館業の許可を受けた際の法人名でご提出をお願いします。